

子ども文教委員会

大谷 洋子（委員長）

細川 正博（副委員長）

有里 真穂

ふま ミチ

島村 高彦

竹下ひろみ

吉村 辰明

山口 菊子

小林ひろみ



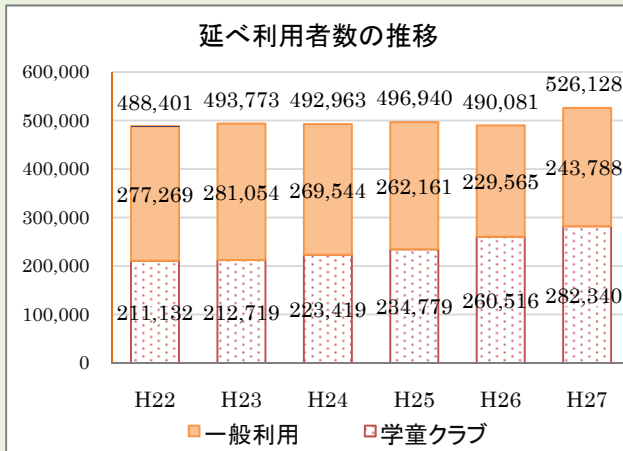
第 21 号議案 豊島区立子どもスキップ条例

1 改正理由

平成 29 年度より、子どもスキップを教育委員会へ移管する。移管にあたり、子どもスキップの理念と事業を明確にするとともに、全 22 施設での利用時間を共通の設定に変更するほか、規定の整備を図るため

1. 子どもスキップの現状と課題

- 児童数の増加等に伴い、学童クラブの規模も大きくなり、100人を超える施設が3施設。
- 一般利用が多い施設では、非常に混雑しているところがある。



No.	スキップ名	児童数 28.4.1	学童クラブ 登録者数 28.4.1	一般利用 届出数 28.4月末	11月の平均 利用者数 (平日1日あたり)
1	目白	594	108	617	155.0人
2	池袋本町	544	128	492	148.9人
3	要	317	94	362	122.2人
4	清和	417	78	417	118.8人
5	駒込	411	76	414	115.6人
6	豊成	354	70	367	110.0人
7	池袋第一	351	94	362	107.9人
8	朋有	437	97	459	105.0人
9	千早	328	71	319	99.0人
10	高松	485	109	479	93.1人
11	仰高	357	80	413	91.5人
12	椎名町	281	57	304	83.8人
13	池袋	262	49	279	83.3人
14	西巣鴨	269	55	337	80.3人
15	長崎	218	71	246	80.1人
16	南池袋	455	79	484	78.9人
17	高南	259	52	323	76.0人
18	さくら	363	63	354	75.9人
19	巣鴨	269	68	272	71.6人
20	富士見台	286	64	312	70.9人
21	池袋第三	302	57	338	65.8人
22	朝日	153	33	149	52.3人

2 課題の解決に向けて

主な課題

- ① 学童登録児童数・一般利用者の増加に伴い、小学校内にスペースの確保が必要
- ② 施設の環境面でも改善が必要だが、なかなか進まない。
- ③ 「遊び」を通して子どもを育む場所として機能を充実させていく必要がある。
- ④ 問題行動など課題がある子どもや保護者への対応。
- ⑤ 小学校によって、子どもスキップの運営に差がある。
- ⑥ 利用時間で保護者のニーズに対応できていない。
- ⑦ 学校とスキップで組織が異なるため、緊急時等の対応が不十分である。

教育委員会に一本化し、課題を解決します。

解決に向けて

- ① 小学校内にフレキシブルに共用できるスペースを増やし、タイムシェアリングで使うことができるようにルール化を図り、子どもが **安全に安心**して過ごせる場所にします。
- ② 教育委員会で 施設改修を一元化、これまで以上に整備を進めます。
- ③ 子どもたちの増加や年齢に対応した多様なプログラムを用意し、遊びを充実します。
- ④ 学校教職員とスキップ職員の必要な 情報の共有化を図ります。
- ⑤ 子どもスキップ 運用ルールの一定化を図り、機能を強化します。
- ⑥ 19時までスキップの利用時間延長を行います。
- ⑦ 「児童・安全・施設管理」の3つの管理区分を明確にし、管理の一元化を図ります。

第 21 号議案 豊島区立子どもスキップ条例

2 主な改正内容① **理 念**（新規）

安全、安心な子どもの居場所として児童の「遊ぶ時間」、「遊ぶ仲間」及び「遊ぶ空間」を保障するとともに、児童が様々な活動を通して、仲間同士又は地域の大人と関わりながら学び、心豊かに成長することに寄与する。

第 21 号議案 豊島区立子どもスキップ条例

改正内容② **事業**（赤字部分を詳細に規定）

- ① 児童の遊びの指導その他児童の心身の健全な育成に関する事
- ② 児童の発達に応じた遊びや行事
- ③ 児童の健全育成に関する情報の提供
- ④ 児童に係る各種相談
- ⑤ 児童に関わる地域や関係諸機関との連携強化
- ⑥ 地域における児童福祉の増進
- ⑦ 子どもスキップ学童クラブ

第 21 号議案 豊島区立子どもスキップ条例

改正内容③ **利用時間**（全施設で統一）

1 子どもスキップ

- (1) 開始時間 学校休業日：9時
上 記 以 外：授業時間終了時
- (2) 終了時間：18時（土曜日は17時）

2 子どもスキップ学童クラブ

- (1) 開始時間 学校休業日：8時15分
上 記 以 外：授業時間終了時
- (2) 終了時間：19時（土曜日は17時）

平成 29 年度より全施設で利用延長（8:15～9:00・18:00～19:00）を実施

第 20 号議案 としまスタートアップオフィス条例

改正内容④ **運営協議会**（新規）

子どもスキップの運営に地域や関係諸機関の意向を反映させるため、子どもスキップ運営協議会を設置する。

3 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

